

随意契約の結果

【平成30年6月分】 役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

工事、業務又は物品購入等契約の 名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその 所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名 及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
ミューザ川崎訴訟に係る弁護士報酬の精算について（第一事件）	契約担当役 東日本都市再生本部長 田中 伸和 東京都新宿区西新宿 6-5-1	平成30年6月22日	牛島総合法律事務所弁護士 牛島信 東京都千代田区永田町2-11-1		非公表	非公表	非公表	当該法律事務所は、建築紛争に関する高い専門性と豊富な経験を要するものである。当該弁護士は、下記の理由から当該法律事務所を処理するために必要なため、会計規程第51条第3項第1号に基づき、随意契約を行ったものである。 1・未曾有の事故を巡る紛争であること 2・事実関係の整理等において膨大な労力を要すること 3・依頼先の弁護士が建築紛争を専門分野としていること 4・機構関係訴訟の受任実績があり、適切に訴訟遂行されていること	-				
ミューザ川崎訴訟に係る弁護士報酬の精算について（第二事件）	契約担当役 東日本都市再生本部長 田中 伸和 東京都新宿区西新宿 6-5-1	平成30年6月22日	牛島総合法律事務所弁護士 牛島信 東京都千代田区永田町2-11-1		非公表	非公表	非公表	当該法律事務所は、建築紛争に関する高い専門性と豊富な経験を要するものである。当該弁護士は、下記の理由から当該法律事務所を処理するために必要なため、会計規程第51条第3項第1号に基づき、随意契約を行ったものである。 1・未曾有の事故を巡る紛争であること 2・事実関係の整理等において膨大な労力を要すること 3・依頼先の弁護士が建築紛争を専門分野としていること 4・機構関係訴訟の受任実績があり、適切に訴訟遂行されていること	-				